

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国(相模原税務署長)
平成20年10月30日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 所得税法36条1項(収入金額)に規定する「収入すべき金額」の意義(原審判決引用)
- (2) 弁護士報酬は、報酬支払請求権が確定的に発生した時期を基準として収入すべき金額を計上して所得を算定すべきであり、報酬支払請求権が確定的に発生した時期については、弁護士と依頼者との間で締結される委任契約において定められる弁護士報酬支払時期その他の支払に関する合意に基づいて判断すべきであるとされた事例
- (3) 消費税法2条1項8号(定義)に規定する課税資産の譲渡等が行われた時期の基本的な考え方(原審判決引用)
- (4) 納税者が所属する弁護士会の報酬規程に照らすと、会員である弁護士は、依頼者が経済的資力に乏しい場合又は特別の事情がある場合に弁護士報酬の支払時期を弁護士会報酬規程の定めと異なる時期に変更する必要があると判断したときは、弁護士と依頼人との間で弁護士報酬の支払に関する合意をするに当たり、弁護士報酬の支払時期について明示した上で合意をし、その内容を委任契約書に明記しておくことが相当であり、これにより、弁護士が依頼者に対する説明義務を十分に果たすことになるほか、権利確定主義により収入を計上して所得を算定すべき法制の下で適正な税務申告を行う上でも必要、かつ、相当な措置を執ることになるといふべきであるとされた事例
- (5) 弁護士報酬のうち、着手金に係る収入の原因となる権利の確定する時期(原審判決引用)
- (6) 着手金の性質は弁護士としての人的役務の提供の対価であるから、着手金請求権は人的役務の提供が完了するまで確定せず、着手金が現実に支払われた時点で収入として計上する慣習があり、また、権利確定主義の解釈としても着手金が現実に支払われた時点で収入として計上するべきであるとの納税者の主張が、仮に納税者主張のように、着手金は役務の提供があつて初めて収入として計上されるとするならば、納税者が受領した着手金について、役務の提供が既にあり、収入に計上される分と、役務の提供が未了で、収入に計上されない分に配分しなければならないはずであるが、本件全証拠によつても、このような会計処理が納税者のみにとどまらず弁護士一般によつて行われている形跡はうかがわれず、また、着手金について現金主義を採用するならば、着手金が受任契約締結時に一括して支払われたときには、その時点で役務の提供がないにもかかわらず、当該着手金を収入として計上することになり、着手金が人的役務が提供されるまで確定しないという納税者の主張と相いれないことになるし、さらに、着手金について分割払の定めがあつたとしても、それは単に着手金の支払方法を定めたものにすぎず、受任時に支払われる金員であるという着手金の本質を変更するものではなく、着手金に係る権利の確定時期を左右するものではないといふべきであるから、こうした事情に照らすと、納税者の主張にそのような慣習があるといふことはできないし、納税者の主張のような扱いに合理性があるともいえないとして排斥された事例(原審判決引用)
- (7) 当時の所属弁護士会の報酬規程において、受任契約に基づく事件等の処理が、解任又は辞任等により途中で終了したときは、弁護士は、依頼者との協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部又は一部を返還する旨定められているから、事件の受任時に着手金に係る権利

は確定しないとの納税者の主張が、受任後の事情により、着手金の全部又は一部について返還義務が生じたとしても、それは所得税法の規定に従い、別途処理すれば足りるものであるから、納税者指摘の上記事実は、着手金を収入として計上する時期を左右するものではないとして排斥された事例（原審判決引用）

- (8) 弁護士報酬のうち、着手金請求権を収入に計上すべき時期及び資産の譲渡等の時期（原審判決引用）
- (9) 納税者が通常の郵券、交通費、送料等に充てるために支払いを受ける概算実費については、現実の支払があった時点で収入として計上すべきであるとの納税者の主張が、同金員の支払が委任契約において合意され、かつ、事件終了後清算を予定されていないことにかんがみると、その内容は、委任契約において確定するというべきであるから、受任時に収入として計上し、また、同時点で資産の譲渡等があったと解するのが相当であるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (10) 弁護士の報酬金は、成功結果が得られない限り取得できない報酬であり、通常の場合、事件を着手する段階では確定しておらず、しかも、多くの場合には弁護士会規定に基づく額などの抽象的な定めしかなく、事件が終了したからといって直ちに金額が自動的に確定せず、弁護士と依頼者との間で報酬金額に関する合意が成立しない限り、報酬金債権が確定したといえないとの納税者の主張が、委任契約に報酬金額として具体的な金額を明示していなかったとしても、当事者間には報酬金額を各単位弁護士会において定める報酬金の原則的な算定方法に従って決められた相当額にする旨の合意があるというべきであることなどによれば、報酬金請求権は、委任事務処理が終了した時点（委任契約に、納税者が請求した時とする特約がある場合には、請求があったとき）に権利が確定するというべきであるから、当該時点の属する年の収入に計上すべきものと解するのが相当であり、また、消費税に関しても、同時点の属する期間に資産等の譲渡があったと解するのが相当であるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (11) 着手金が回収不能である依頼人については、これらの着手金を各年の収入に計上すべきでないとの納税者の主張が、これらの着手金請求権は権利として確定しており、その後、仮に回収が困難になったとしても、このことは、着手金請求権の権利確定を左右しないとして排斥された事例（原審判決引用）
- (12) 報酬金が回収不能である依頼人については、これらの報酬金を請求した各年の収入に計上すべきでないとの納税者の主張が、これらの報酬金請求権は権利として確定しており、その後、仮に回収が困難になったとしても、このことは、報酬金請求権の権利確定を左右しないとして排斥された事例（原審判決引用）

判 決 要 旨

- (1) 所得税法は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解され、これは、所得税が、経済的な利得を対象とするものであるから、究極的には実現された収支によってもたらされる所得について課税するのが基本原則であり、ただ、その課税に当たって常に現実収入の時まで課税できないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期し難いので、徴税政策上の技術的見地から、収入すべき権利の確定したときをとらえて課税することとしたものであり（最高裁判所昭和49年3月8日第二小法廷判決民集28巻2号186頁）、ここにいう収入の原因となる権利が確定する時期はそれぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁判所昭和53年2月24日第二小法廷判決民集3

2巻1号43頁)。

(2) 省略

(3) 国税通則法15条2項7号(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)は、消費税は、課税資産の譲渡等をした時に納税義務が成立する旨定めており、消費税法2条1項8号(定義)によれば、事業として対価を得て行われる役務の提供もここにいる課税資産の譲渡等に含まれるところ、この課税資産の譲渡等が行われた具体的な時期の判断についても、所得税法36条1項(収入金額)に規定する「収入すべき金額」の考え方を踏まえ、課税資産の譲渡による対価や役務の提供による報酬を収受する権利が確定した時点で課税資産の譲渡等があったとすることを原則としつつ、取引の実態に応じて個別に検討するのが相当である。

(4) 省略

(5) 弁護士報酬の種類としては、一般に、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当があり、このうち、着手金とは、事件又は法律事務の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいうこと、及び、着手金は事件等の依頼を受けたときに支払を受けるものであることが認められ、このように、着手金は、ほかの種類に異なり、事件等の結果のいかんにかかわらず、委任事務処理が開始される前に支払を受けるものであり、その金額も受任時に確定されることによれば、弁護士が依頼者から事件等を受任した時点で収入の原因となる権利が確定するとみるのが自然である。

(6)・(7) 省略

(8) 着手金請求権は、受任時において確定したというべきであるから、着手金は、事件等の処理について委任契約が締結された日の属する年の収入に計上すべきものと解するのが相当であり、また消費税についても、事件等の処理について委任契約が締結された日の属する期間に資産の譲渡等があったと解するのが相当である。

(9)～(12) 省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年1月31日判決、本資料258号-22・順号10880)

判	決
控 訴 人	甲
同訴訟代理人弁護士	佐々木 敏尚
同	竹中 啓介
同	櫛笥 正晴
同	山下 清兵衛
同	佐賀 悦子
同	滝本 太郎
同	栗山 博史
同	武井 共夫
同	小島 周一
同	佐藤 光輝
同	安田 英二郎

同	森 卓爾
同	野垣 康之
同	松井 宏之
同	石黒 康仁
同	穂積 匡史
同	小林 秀俊
同	藤田 勝
同	清水 規廣
同	板谷 洋
同	村上 一郎
	ほか
同補佐人税理士	稲葉 恭治
同	長谷川 博
同	市野瀬 音子
同	益子 良一
被控訴人	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	堀田 秀一
同	馬田 茂喜
処分行政庁	相模原税務署長
	白木 昇
同指定代理人	佐藤 謙一
同	森下 麻友美
同	佐藤 正敏

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁相模原税務署長が控訴人に対し平成16年2月26日付けで平成13年分及び平成14年分の所得税についてした各更正処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）のうち、原判決別紙1「確定申告」欄記載の各納付すべき税額を超える部分及び各過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）の全部を取り消す。
- (3) 処分行政庁相模原税務署長が控訴人に対し平成16年2月26日付けで平成13年1月1日から同年12月31日まで及び平成14年1月1日から同年12月31

日までの各課税期間の消費税及び地方消費税についてした各更正処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）のうち、原判決別紙2「確定申告」欄記載の各納付すべき消費税額及び地方消費税額を超える部分並びに各過少申告加算税賦課決定処分（ただし、いずれも裁決により一部取り消された後のもの）の全部を取り消す。

(4) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨。

第2 事案の概要

1 本件は、法律事務所を経営する弁護士である控訴人が、第1の1記載の所得税について各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を受け、かつ、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分を受けたことから、上記各決定処分は違法であるとして、被控訴人に対し、これらの各更正処分の一部取消し及び過少申告加算税の各賦課決定処分の全部取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。これを不服とする控訴人が、控訴を提起した。

2 前提事実、本件における課税の根拠並びに争点及び争点に対する当事者の主張の要旨は、次の3のとおり当審における控訴人の主張の骨子を追加するほかは、原判決「事実及び理由」欄中の「第2 事案の概要」の1から3まで（原判決3頁11行目から5頁16行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張の骨子

権利確定主義は、形式的、発生主義的に理解されてはならず、担税力を認め得る程度に所得が実現されたかどうかを具体的に検討する必要がある。特に本件で問題となっているのは、ほとんどが多重債務者の事案であり、上記の観点から具体的、かつ、慎重に検討されるべきである。上記のような観点から所得税法の関係規定を解釈適用しなければ、憲法84条、29条違反となる。

第3 当裁判所の判断

【判示(1) 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄中の「第3 争点に対する判断」の・(3) 1から6まで（原判決5頁18行目から31頁9行目まで）の理由説示と同一であるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁24行目から7頁2行目までを次のとおり改める。

【判示(2) 「 弁護士報酬についても、報酬支払請求権が確定的に発生した時期を基準として収入すべき金額を計上して所得を算定すべきであり、報酬支払請求権が確定的に発生した時期については、弁護士と依頼者との間で締結される委任契約において定められる弁護士報酬支払時期その他の支払に関する合意に基づいて判断すべきである。」

(2) 原判決8頁18行目の末尾に次のとおり加える。

「そして、前掲各証拠によれば、A弁護士会報酬規程（会規第21号）は、A弁護士会の会員の報酬に関する標準を示すことを目的とし（1条）、次のとおり定めていることが認められる。すなわち、A弁護士会報酬規程は、会員がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準はこの会規（A弁護士会報酬規程）の定めるところによることとし（2条）、弁護士報酬の支払時期について、着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この会規に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払を受けることとし（4条）、弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる（6条1項）と明示した上で、弁護士は、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について十分に説明しなければならないこととし（7条1項）、弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならないこととし（同条2項）、委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載することとし（同条3項）、依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、A弁護士会報酬規程4条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができることとしている（8条1項）。したがって、A弁護士会の会員である弁護士は、依頼者が経済的資力に乏しい場合又は特別の事情がある場合に弁護士報酬の支払時期をA弁護士会報酬規程の上記の定めと異なる時期に変更する必要があると判断したときは、弁護士と依頼者との間で委任契約を締結し、弁護士報酬の支払に関する合意をするに当たり、弁護士報酬の支払時期について明示した上で上記の合意をし、その内容を委任契約書に明記しておくことが相当である。このことにより、弁護士が依頼者に対する説明義務を十分に果たすことになるほか、権利確定主義により収入を計上して所得を算定すべき法制の下で適正な税務申告を行う上でも必要、かつ、相当な措置を執ることになるというべきである。」

【判示(4)】

(3) 原判決13頁22行目の末尾に次のとおり加える。

「前記認定のとおり、A弁護士会報酬規程は、A弁護士会の会員の報酬に関する標準を示すことを目的としており（1条）、弁護士報酬の支払時期について、報酬金は事件等の処理が終了したときに支払を受けることとし（4条）、弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる（6条1項）と明示した上で、弁護士は、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について十分に説明しなければならないこととし（7条1項）、弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならないこととし（同条2項）、委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載することとし（同条3項）、依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別の事情があるときは、弁護士は、A弁護士会報酬規程4条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができることとしているのであって（8条1項）、A弁護士会の会員である弁護士は、依頼者が経済的資力に乏しい場合又は特別の事情がある場合に弁護士報酬の支払時期をA弁護士会報酬規程の上記の定めと異なる時期に変更する必要があると判断

したときは、弁護士と依頼者との間で委任契約を締結し、弁護士報酬の支払に関する合意をするに当たり、弁護士報酬の支払時期について明示した上で上記の合意をし、その内容を委任契約書に明記しておくことが相当である。しかるに、控訴人と依頼者との間で交わされていた委任契約書には、弁護士報酬の支払時期について上記の趣旨に沿った特約をした旨の記載はなく、そのような特約がされたことを認めるに足りる的確な証拠はない。」

(4) 原判決20頁2行目から3行目にかけての「既受領の着手金について返還義務を負わない旨合意した」を「既受領の着手金の返還義務を除外することなく一切の債権債務の存在しない旨合意した」に、30頁6行目の「原告とWは、」を「控訴人とW及び株式会社Xとは、」に、12行目の「上記依頼者に係る」を「上記各受任事務に係る」に改める。

2 控訴人の当審における主張に対する判断

控訴人は、前記第2の3の主張を骨子として本件に関して詳論するが、これらの点に関する認定、判断は、前記引用に係る原判決（前記補正部分を含む。）が説示するとおりであり、控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。控訴人の違憲の主張はその前提を欠くものである。

第4 結論

以上の認定及び判断の結果によると、控訴人の請求はいずれも理由がないからこれを棄却すべきである。よって、当裁判所の上記判断と符合する原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 渡邊 等

裁判官 高世 三郎

裁判官 西口 元